

議案第76号

大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月29日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 大田原市税条例の一部を改正する条例

大田原市税条例（昭和30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の6第1項第1号及び第2号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第3号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改める。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限り」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の大田原市税条例（次項において「新条例」という。）第34条の6第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の大田原市税条例第34条の6第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。